

積雪寒冷地における介護事業所への適切な評価を求める意見書

介護サービスは、介護を必要とされる方へのサービス提供はもちろんのこと、その家族にとっても生活をする上で欠かすことのできないものであり、介護サービス事業所においては、災害等が発生している状況であってもサービスの提供を継続することが求められている。

このような中、積雪寒冷地に所在する介護サービス事業所では、光熱水費や除排雪経費の負担増のほか、送迎時に利用者宅での除雪作業が必要であるなど、本来の介護サービス提供以前の部分においても、多くの経費と労力を負担している。

豪雪地帯に対する介護報酬の評価としては、加算制度が設けられているが、この加算は厚生労働大臣が指定する地域に限定され、札幌市が対象とならないものがあるなど、必ずしも地域の実情が反映されたものとなっていない。

積雪寒冷地である本市では、例年積雪による交通障害に伴い、自動車の渋滞等による介護サービス利用者の送迎遅延や、遅延に伴うサービス提供時間の確保が困難になる状況が発生している。とりわけ今年度においても、度重なる暴風雪や大雪により、市内の道路の除排雪が間に合わず、特に生活道路において自動車の立往生が多発し、介護サービス事業所の送迎が長時間となるなど、介護サービスの提供に大きな影響が生じている。

よって、国会及び政府においては、積雪寒冷地における介護サービスの確保を図る観点から、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 本市のような積雪寒冷地の実情を踏まえた、介護サービス提供時の負担増を評価できる制度の見直しを行うこと。
- 2 暴風雪や大雪などの雪害にあっても、地震や台風等の災害時の取扱いと同様に、人員等の配置基準や介護報酬の算定要件の柔軟な取扱いを可能とするよう早急に対応すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 4 年（2022 年）3 月 30 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、  
厚生労働大臣

（提出者）全議員